

よくある質問

● 環境保全協力金について

Q 環境保全協力金とは。

A 秋田県では、県外産業廃棄物を県内で処分するための搬入について事前協議の制度を設けており、県外産業廃棄物の搬入に対し、「環境保全協力金」を課す課徴金制度を設けています。

環境保全協力金は、県内に搬入後の処理形態における環境負荷等を勘案し、次のとおりとしています。

- ・ 最終処分が目的の搬入は 1トンあたり 500円
- ・ 中間処理が目的の搬入は 1トンあたり 200円
- ・ リサイクルが目的の搬入は 1トンあたり 50円

なお、環境保全協力金は、消費税の課税対象外です。

Q 環境保全協力金の算出方法は。

A 1月から12月までの搬入重量により算出します。

● 県外産業廃棄物の搬入状況報告について

Q 県外産業廃棄物搬入状況報告とは。

A 協議が成立した県外排出事業者は、県内への県外産業廃棄物の搬入状況を報告しなければいけません。

Q 報告の方法は。

A 搬入実績について、1月から6月までの分を7月末までに、7月から12月までの分を翌年1月末までに、「県外産業廃棄物搬入状況報告書」により、報告してください。

Q 搬入実績がない場合も報告は必要か。

A 搬入実績がない場合も協議が成立している搬入期間については報告が必要です。搬入実績がない旨「県外産業廃棄物搬入状況報告書」により、報告してください。

● 環境保全協力金の納入について

Q 納入する方法は。

A 2月から3月上旬に郵送する納入通知書により納入してください。

Q 納入できる金融機関は。

A 納入通知書の取扱の可否、手数料等については各金融機関に確認してください。